

7 申込事項の変更と現況調査

利用申込み後、保育の必要性の事由や家庭の状況等に変更がある場合は、市へ手続きが必要です。手続き内容については、以下のとおりです。

変更内容	届出	添付書類・留意事項
① 住所変更（鹿屋市内の転居）	「教育・保育給付認定・施設等利用給付認定変更等届出書」	—
② 希望施設や利用期間の変更		
③ 1か月以上の欠席		
④ 税の申告・更正		
⑤ 世帯員や氏の変更	「保育所等利用申込み取下げ届」	《婚姻》 配偶者の保育の必要性の証明書類 《離婚調停中》 調停中であることが分かる書類
⑥ 保育を必要とする事由の変更		変更後の保育の必要性の証明書類 「1 保育の必要性と保育必要量」
⑦ 利用申込みの取下げ	「保育所等退所届」	入所施設が決定している場合は、事前に施設に連絡してください。
⑧ 退所		事前に入所施設に退所する旨及び、退所する日をお伝えください。
⑨ 鹿屋市外へ転出		継続して同施設に入所を希望する場合も必要です。

オンライン申請

保育所等を利用予定の方、利用されている方の利便性向上と手続き簡素化を目的として、保育所等関係手続のオンライン手続きを開始しております。是非ご活用ください。
詳細につきましては、市ホームページをご確認ください。



市ホームページ
QRコード

【注意事項】

- 添付書類がない場合は、変更が受け付けられません。
- 保育必要量の変更は、届出があった翌日以降になります。遡って変更することはできません。**
- 保育必要量の変更に伴う保育料の変更は、**翌月分**からになります。
(月途中の入退所の場合は、日割り計算を行います。)
- 保育の必要性の事由に該当しなくなった場合や、届出をしなかった場合、特別な事由無く1か月以上登園しなかった場合は、実施解除（退所）となる場合があります。**
- 世帯員の変更や税の申告・更正があった場合は、事由の発生した翌月から変更となります。

【決定の保留・取消について】

以下の場合、入所の決定を保留または取り消すことがあります。

- 過年度の保育料に滞納があり、誠実な対応や支払いの意思がない場合
- 申込みにおいて、必要書類が未提出の場合
- 申込書類や各種証明書に不備（記入漏れ）がある場合
- 申込内容に虚偽があった場合
- 申込時から変更になった事柄について、変更の届出がなかった場合

現況調査

・申込事項に変更がない場合であっても、市へ保育の必要性が継続している事を届け出る必要があります。書類の提出がない場合や、保育の必要性の事由に該当しない場合は、実施解除（退所）となる場合があります。6月頃又は次年度申込みの際（11月頃）に依頼します。